

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

高浜市

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	定型的な業務を行う主事補若しくは主事又は技師補若しくは技師の職務	61	23.0%	主事補	1	132	49.8%	主事級
				主事	26			
				技師	4			
				保健師	5			
				保育士	16			
				教諭	7			
				児童厚生員	2			
				計	61			
2級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	71	26.8%	主事	47	45	17.0%	主任級
				技師	2			
				保健師	5			
				保育士	6			
				教諭	11			
計	71							
3級	主任の職務	45	17.0%	主任	31	41	15.5%	主査級
				保健師	5			
				主任保育士	1			
				主任教諭	2			
				保育士	2			
				教諭	3			
				児童厚生員	1			
計	45							
4級	主査の職務	41	15.5%	主査	29	11	4.2%	副主幹級
				栄養士	1			
				保健師	2			
				園長	4			
				館長	1			
				主任保育士	1			
				主任教諭	3			
計	41							
5級	副主幹の職務	11	4.2%	副主幹	8	12	4.5%	主幹級
				園長	2			
				館長	1			
計	11							
6級	主幹の職務	12	4.5%	主幹	12	29	10.9%	部長級
				計	12			
7級	困難な業務を行う主幹の職務	17	6.4%	会計管理者	1	7	2.6%	
				主幹	15			
				事務局長	1			
				計	17			
8級	部長の職務又は困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務	7	2.6%	部長	5	7	2.6%	
				事務局長	1			
				センター長	1			
				計	7			
合計		265	100.0%					

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の規定により議会に置かれる事務局をいう。